

## 平成 29 年 12 月の市民の声（全 11 通のうち 8 通）

市民の声の内容と、そのお返事の一部を紹介します。

### ◇臨時職員の採用について

#### 【ご意見・ご提案など】

今年も師走に間もなく入り、年が明ければ年度末になります。毎年、臨時職の募集などがハローワークに出始める時期です。

今回ご意見させていただきたいのは、臨時職採用について公平さが保たれていないと感じる点です。

この狭い人間関係で、臨時で働いているひとを何人も知っていますが、一部で長期間臨時で働いている人を見受けます。また、かつて募集面接を行っているのに、また同じ人が働いていたのを見たこともあります。公平に採用を行っているのでしょうか。

県職の総合庁舎の臨時でも、5年を超えてくると再任用されないと聞きます。市の臨時職は慣れた人を特別採用しているのですか？なぜ、正規職員が奮闘しないのですか？臨時職員のほうが人事異動してくる職員より仕事に精通してるのもおかしな話ですよ。臨時職員でも不思議に思っている人もいますよ。他県でも不正採用が問題になったりしていますが、南魚沼市は市民や真剣に就職活動している人たちに公平であってほしいです。狭い地域であるからこそ、見えるところは見えてしまうので都合よくごまかさないでほしいです。

ご検討のほどよろしくお願いいたします。

（平成 29 年 12 月 4 日）

#### 【お返事】

市では、臨時職員の採用を公平・公正に行うために、原則としてハローワークを通じて募集し、書類審査、面接によって採用を決定しています。市制施行以来、定数管理計画に基づいて職員数を削減してきたこともあり、恒常的に臨時職員を必要としている部署もあります。また、繁忙期だけの短期採用も行っています。

臨時職員の雇用期間は、最長でも採用された年度の末日までとなっています。年度ごとの任用であり、2年目以降については、業務量や

予算等の条件によって再雇用できない場合が多くあります。予算が確保され、雇用した臨時職員が継続を希望する場合は、ハローワークへの求人を行わずに更新することもあります。理由は、求人に関する事務を軽減するためですが、規定により5年を超えて任用の更新はできません。

これは、同じ臨時職員を繰り返し雇用することで、正職員の長期的、計画的な人材育成・人材配置への影響や臨時職員の身分及び処遇の固定化などの問題を防ぐためであり、総務省の通知に基づいて実施しているものです。ご指摘にあったように、新潟県でも同様の措置を取っています。

これにより、雇用されて通算5年を経過した後は、継続雇用を希望しても更新せずにハローワークで求人募集を行っています。

その一方、ハローワークで求人を行う場合は、過去に5年雇用したことがある人を募集対象から排除することも優遇することもできません。これは、平等取扱いの原則や成績主義の観点から、避けるべきとされているからです。

そのため、ハローワークの募集には臨時職員として5年勤務した人も応募が可能です。その際には、経験年数に関する評価項目をなくし、加点等の特別対応を一切行いません。他の応募者と同条件で、公平・公正な採用となるように対応しています。

これらの措置を行った上で、結果として同じ臨時職員が採用されることもあります。こうした職員が、改めて応募し、面接等を経て採用されたことは客観的にわからないため、誤解が生じるのだと考えます。どうか、制度に基づいて適切な手続きを行っていることを、ご理解願います。

また、職種や任用時期、資格等の条件によっては、ハローワークに求人を出しても応募がないことがあります。この場合は、やむを得ず5年を超えて任用を更新することがあります。この場合であっても、更新の必要性を1年毎に人事担当課と所属課が協議し、不正な更新でないことを確認しています。そして、翌年には必ずハローワークで求人募集を行っています。

今後も、誤解を招くことのない公平・公正な採用活動を行ってまいります。

(担当：総務課)

問合せ：秘書広報課 ☎ 773-6658

## ◇ 廃油の回収について

### 【ご意見・ご提案など】

天ぷら油の回収についてですが、六日町では第4木よう日の1日ですね。

例えば、湯沢町では5日位かな、ありました。公民館でした。先月は私は湯沢町の方へ出したのですが、何日かの回収日があれば助かります。

(平成29年12月4日)

### 【お返事】

使用済みの天ぷら油は、毎月第4木曜日に回収を行っています。回収場所は、市役所本庁舎、大和庁舎、塩沢庁舎、環境衛生センター（廃棄物対策課）の4か所です。

市で回収した油は、翌日、市外の業者が引き取りに来ます。しかし、月1回しか引き取りに来てもらえないことから、毎月1回の回収となっています。

廃棄物対策課では、回収日を増やして、使用済み天ぷら油のリサイクルを推進したいと考えています。しかし、各庁舎では回収した油の保管などの問題があり、業者の引き取りに合わせざるを得ない状況です。

平成29年11月からは、不燃ごみ処理施設において、通年（1月1日から3日を除く）で使用済み天ぷら油の受入を始めました。毎月1回の回収で不都合な方は、無料で搬入することができます。

なお、今までどおり毎月第4木曜日の回収は継続していますので、あわせてご利用ください。今後も、各庁舎における回収日を増やすことができないか、再度検討してまいります。

皆様のご協力をお願いいたします。

(担当：廃棄物対策課)

問合せ：秘書広報課 ☎ 773-6658

## ◇高齢者へのタクシー補助について

### 【ご意見・ご提案など】

長老令者の一提言。小生、車の免許（保有）者。当年 84 才。30 年未まで有効の免許あり。

一日も早く車の運転からはなれたいと思いながらも、車がなくてはいろんな会合（会議）、買い物ができないので、仕方なく運転を続けています。こういう方々は多いと思います。

そうかと云って、動かないわけには行かず、時に TAXI（タクシー）を利用することも。

そこで、高齢者の TAXI 利用料金の半額を、市で負担できないかと云う提言です。六日町（主として（市民）会カン）まで片道 3,000 円、浦佐まで 2,000 円の負担です。半額になったからと云って TAXI 利用者が増大するとは思（え）ないので。半額負担は、市の財政を圧迫するほどのものではないと推察いたします。

老人の交通事故防止の意味も含めて、是非ご一考の程を。市長さんお願いいたします。

（平成 29 年 12 月 5 日）

### 【お返事】

タクシー料金の補助制度を導入することは、運転免許証の返納を決定する人にとって、大きなきっかけになると思われれます。

これを実施した場合、免許証を返納した高齢者のほとんどがタクシー利用を優先すると考えます。その結果、路線バスや市民バスの利用率が低下し、民業圧迫や場合によっては路線バスなどの廃止につながる恐れがあります。

また、高齢者に限らず、運転免許を持たない人、妊婦、乳幼児の子育て中の人、タクシー利用券の対象とならない軽度の障がい者など、一般的に交通弱者と呼ばれる市民から、補助制度の対象とするよう求められることでしょう。市民にとって公平な制度とするには、想像以上に市の財政負担が大きくなると見込まれます。

高齢になっても外出して様々な社会活動を行うことは、健康寿命を延ばすことにつながる大切なことだと認識しています。しかし、民業の圧迫や財政負担を考えれば、現時点でタクシー料金の補助制度を導入することは困難と考えます。

なお、市では高齢者の免許証自主返納支援制度を行っています。ご存知かもしれませんが、これは 65 歳以上の方が自主的に免許証を返

納した場合、市から 10,000 円相当分の市民バス・路線バスの回数乗車券を報奨品としてお渡しする支援制度です。

バスは、タクシーに比べて時間的制約や停留所までの徒歩移動など、不便な点があることは承知しています。しかし、比較的安価で移動できる公共の交通手段です。路線バスや市民バスの活用も、ぜひご検討ください。

(担当：企画政策課)

問合せ：秘書広報課 ☎ 773-6658

## ◇高齢者のアルバイトについて

### 【ご意見・ご提案など】

今、元気なシルバー世代がいっぱいいるので、市役所などでアルバイトなど出来る事があれば。1日でも2日でも喜んで応募する人がいると思います。

(平成 29 年 12 月 6 日)

### 【お返事】

市役所では、60歳以上の臨時職員を約50名、特別な資格が必要となる保育園や病院等を含めると100名以上を雇用しています。最高齢は、75歳になります。

臨時職員の募集にあたっては、必ずハローワークを通じて公募し、雇用条件は年齢不問としています。シルバー世代の知識と経験、資格を活かせる業務があれば、求人情報を確認してご応募ください。

また、市では公益社団法人南魚沼シルバー人材センターに業務の一部を委託しています。シルバー人材センターに入会することで、市の業務だけではなく様々な業務に従事できます。ご検討されてはいかがでしょうか。

意欲あるシルバー世代の存在は、市にとって貴重な財産と考えています。今後も、市政へのご理解と積極的なご参加をお願いいたします。

(担当：総務課)

問合せ：秘書広報課 ☎ 773-6658

## ◇イオンへのバスについて

### 【ご意見・ご提案など】

ジャスコへのバスをさいかいしてほしいです。足（元）の悪い冬だけでも良いのでお願いします。

（平成 29 年 12 月 7 日）

### 【お返事】

五十沢地域、城内地域を出発してイオン（旧称ジャスコ）六日町店へ到着するバスは、イオンが独自に走らせていたものです。

市では状況がわからないため、直接イオン六日町店に問合せたところ、平成 29 年 11 月末で運行を終了したそうです。理由は、乗降客が少なく維持が難しくなったためだそうです。復活を求める声があったことを、イオンの担当者にお伝えしました。

ご不便になったことと思いますが、市民バスの五十沢・大月コースを利用すれば、市役所に 10:04 と 14:14 に到着します。六日町駅前まで徒歩で移動すれば、南越後観光のイオン六日町店に向かうバスが 10:15 と 14:24 にあります。市民バスには乗り継ぎ割引制度もありますので、利用をご検討ください。

（担当：秘書広報課）

問合せ：秘書広報課 ☎ 773-6658

## ◇町内会について

### 【ご意見・ご提案など】

南魚沼市において（町内会）自治会といわれるものは、強制加入の制度でしょうか？というのも加入しますと行ったわけでもないのに（加入申込みや同意書とかがない）、回覧板に名前があったり、区費を徴収されたり、役員を押し付けられたり…。しかも、辞めたいのですが、「辞めたらゴミステーションが使えない。広報誌が配られない。」等、言われます。何より「周りの目」が一番怖いのです。どうしたらいいかわかりません。

会社勤めでのストレス、プラス地域でのストレス…、休まることなく体調を崩しそうです。ご意見をいただければと思います。

（平成 29 年 12 月 18 日、22 日）

（追伸）

正直、現在の自治会は意味がなくなっていると思います。

昔と違い、核家族で勤め人も多く、家にいること自体が少なくなっています。しかも、働いていなくても介護の必要な方も多くなり、その役割を果たせない家族も多く見られます。そんな状況で「地域のことを」といわれても、正直負担感しかありません。大変困ります。住みにくく、生きにくいです。家の少ない集落については、毎年、何らかの役をしなければいけなくなります。そんな姿をみている若者は、出て行って（逃げて）しまいます。当たり前です。「やらなければいけない」「やらされる」「やっていただかなければ困る」それは、勝手だと思います。これは自分勝手でしょうか？

ふるさと納税をどのように使うか分かりませんが、住民のために使っていただきたい。「自治会制度の廃止」を、是非お願いしたい。この廃止は、南魚沼市の更なる「売り」にもなると思います。「田舎だけどドライ」な部分があることは、大変いいと思います。そんな自治会がなくても、いい関係（コミュニティ）は作れます。変に自治会を設定するから、おかしいものになっていると思います。

新市長は、新たに「ふるさと納税」を導入し、見事成果を出しておりますので、この制度も新たに廃止とし、さらに住み良い南魚沼市にして欲しいと思います。

（平成 29 年 12 月 22 日）

## 【お返事】

市では「自治会は、地域住民の交流を深める活動や市の施策等を効率的、効果的に進め、地域の課題を解決する活動を行う重要な組織」と考えています。

自治会への加入は強制ではありませんが、生活をしていく上での役割分担や助け合いなど、生活の一部となっている組織でもあります。

ご意見のとおり、自治会に加入すると区費の負担や役員の割り当てなどがありますが、それは自治会を管理運営する上で必要なことと考えます。自治会は、街路灯や消雪パイプの維持管理、それらの電気料金の支払いなど、地域の様々な活動を行っており、そこで暮らす人は目に見えない形で必ずその恩恵を受けていると思います。また、近年では、自治会の自主防災組織が災害時などに初期救助活動や避難活動を行うことによって、被害を最小限に抑える役割を担っています。

市報の配布は行政区長に依頼しているのので、自治会に加入しない場合は行政区からの配布は行われません。市に連絡いただければ、ご自宅に郵送することが可能です。しかし、ごみステーションは自治会で設置、管理を行っていることから、加入しない場合は利用できなくなると思われます。この場合は、ご自身で直接処理場などへ持込むこととなります。

自治会は、自分たちの地域を自分たちの手で生活しやすくしていくとする任意組織ですから、市がその組織の変更や廃止を行うことはできません。家族構成の変化などにより、今までの組織のままで良いのかという疑問は各自治会で生じており、今後は各組織で検討が行われるものと考えています。

自治会への加入は強制ではないので、加入についてはご自身で判断されますよう、お願い申し上げます。

(担当：総務課)

問合せ：秘書広報課 ☎ 773-6658

## ◇後見人への送致について

### 【ご意見・ご提案など】

私は、南魚沼市民の成年後見人（他県在住）です。

貴市役所のいくつかの部署には、ご連絡や通知類は後見人まで連絡や郵送下さるようお願いし、届出もしましたが、本日、国保（国民健康保険）関係の通知につき（高額医療費の支給申請）、本人住所に郵送されていまして、ご担当の職員にお聞きしたところ、

- ・国保関係では、通知などの郵送は、本人住所以外にはできない。
- ・その扱いは自治体で異なる。（つまり、貴市役所ではそのようにしている。）

との回答をいただきました。

あらためてご回答いただきたいことは、

1. 上記の回答は、その通りでしょうか。
2. 国保等の行政サービスにつき、法定代理人が申し出ている場合や本人状況により必要としている場合、上記のような、本人住所以外への通知はできない、という取り扱いは、市民に（とくに障害者や高齢者、入院患者などに）不利益・不都合をもたらす取り扱いと、考えられないでしょうか。

ご回答をお待ちいたします。

（平成 29 年 12 月 19 日）

### 【お返事】

南魚沼市では、保険証を更新する際に実際に住んでいるかを確認する目的で、住民登録地へ新しい保険証を郵送しています。これは、国民健康保険法施行規則第 7 条の 2 を根拠としています。

また、被保険者証以外の「高額療養費の支給申請等」の交付・送付について、当市では保険者証と同様の取り扱いを行っていました。

今回のご提言内容を庁内で協議した結果、現行の取り扱いでは被保険者が不利益を生じる恐れが高いため、国民健康保険関係書類についても送付先の変更が可能かどうか、検討を始めました。

今しばらくお時間を頂戴いたします。内容が決定しましたら、担当課よりご連絡申し上げます。ご意見ありがとうございました。

（担当：市民課）

問合せ：秘書広報課 ☎ 773-6658

## ◇ 共通シーズン券について

### 【ご意見・ご提案など】

スキー場がオープンしました。

スポーツ都市と言いながら、スキーのシーズン券の市民が全スキー場の（市内全スキー場の共通シーズン券の意か）を買える様になってない。

湯沢町の様に出来ないかな。

（平成 29 年 12 月 25 日）

### 【お返事】

市では、市内スキー場経営者のご理解のもと、青少年の健全育成や索道事業者の社会貢献を目的に、小中学校や高等学校に通学する児童・生徒とその保護者、勤務する教員や指導者に共通リフト券（シーズン券）を発行しています。

「高齢者や一般市民にも低額料金で共通リフト券（シーズン券）を発行していただきたい」と以前からお願いしていますが、「スキー場経営はリフト券の売上げで成り立っている」として、実現には至っていません。

全国のスキー場では、バブル崩壊後來場者数が半分以下（当市では2割～3割）となり、地域活力の低下にもつながっています。

各種調査機関の調査によれば、スキーのような特殊なスポーツ（限られた季節、場所しかできない、用具が高価）は、幼少期に体験したかどうかで、成人後、そのスポーツを再度行うかどうかが決まるという結果が出ています。その観点からすれば、主として「主に小中学校や高等学校に通学する児童・生徒」に共通リフト券（シーズン券）を発行することは、有効な施策であると考えます。

なお、市内の各スキー場では、施設利用券付リフト券、早割リフト券など様々な割引券やシーズン券を販売していますので、これらをご利用いただくようお願い申し上げます。

（担当：商工観光課）

問合せ：秘書広報課 ☎ 773-6658